

交通機関の運行停止、警報発令時の授業の取扱いについて

交通機関が自然災害等により運行停止の場合、又は気象等に関する警報が発令された場合、その日の授業は、本学の規程に従い、次のように取り扱います。

1 交通機関が運行停止の場合

交通機関が運行停止の場合は、次のようにします。

- (1) 当日7:00現在、阪急電鉄（対象路線は備考1の路線に限る。以下同じ。）の運行停止が、
 - ア 解除されていれば、その日は通常どおり授業を行います。
 - イ 継続中であれば、次の10:00現在の状況により、次の(2)のとおりとします。
- (2) 当日10:00現在、阪急電鉄の運行停止が、
 - ア 解除されていれば、その日の第3時限、第4時限の授業を行います。
 - イ 継続中であれば、その日は臨時休業とします。

備考1 阪急電鉄の対象路線は、神戸線、京都線又は宝塚線のいずれかを対象とします。

備考2 運行停止は、車両点検、人身事故等による一時的な停止を除きます。

2 暴風警報、暴風雪警報又は特別警報発令の場合

気象予報区（別表1）にこのいずれかの警報が発令された場合、次のようにします。

- (1) 7:00までに解除された時は、休講になりません。
- (2) 7:00以降10:00までに解除されている時は、午前の授業は休講になります。
- (3) 10:00以降に解除された時は、その日は休講になります。
- (4) 登学の途中に警報が発令され、登学後そのことを知ったとき、又は授業を始めたのちに警報が発令されるなどの事態が生じたときは、本学の指示によります。

備考1 大雨警報、洪水警報又は大雪警報発令の場合は、休講になりません。

(別表1)

地 域		市 町 村
兵 庫 県	阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
大 阪 府	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
	東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市